

受注型企画旅行ご旅行条件（全文）

※お申込みの前に必ずご一読ください

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」（以下「旅行契約」という）とは、一般社団法人南砺市観光協会（以下「当協会」という）がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びにお客様が当協会に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行契約をいいます。

2. 企画書面の交付

- (1) 当協会は、当協会に旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当協会の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。
- (2) 当協会は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。

3. 旅行のお申込及び契約の成立

- (1) お電話、ファクシミリなど通信手段でのご予約の場合、企画書面に記載した日までにお申込み金をお支払いいただきます。お申込み金は、旅行代金・取消料の一部に充当します。お申込み金をお支払い頂いた時点での契約成立となります。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨お申し出下さい。当協会は可能な限りこれに応じますが、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。
- (3) お申込金

旅行代金	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上
お申込金	3,000円～ 旅行代金まで	6,000円～ 旅行代金まで	10,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	旅行代金の20% ～旅行代金

4. 契約書面と確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当協会は、前条の定める契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。但し、契約書面に必要な条件を備えた見積書と「受注型企画旅行ご旅行条件(全文)」をお渡しすることで契約書面交付とさせていただきます。
- (2) 当協会は企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面において明示します。
- (3) 当契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面交付後、旅行開始日

の前日（旅行開始日の前日 7 日以内の申し込みの場合は旅行当日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）お渡し致します。

5. 旅行代金について

- (1) 旅行代金は特に記載のある場合を除き大人一名様の代金です。
- (2) 子供代金は国内旅行では原則として小学校在学のお子様に適用しますが、利用運送機関が就学前のお子様にも別途料金設定している場合など、別途子供料金をご負担いただく事があります。
- (3) お客様は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金をお支払いください。

6. 旅行内容・旅行代金の変更

- (1) お客様は当協会に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当協会は可能な限りお客様の求めに応じます。
- (2) 当協会は、天災地変・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が生じた場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。
- (3) 運送・宿泊機関等の利用人数によって旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当協会の責に帰すべき事由によらず利用人員が変更になったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

7. お客様による契約の解除

- (1) お客様は、いつでも所定の取消料を支払って旅行契約を解除できます。
- (2) 次に掲げる場合は取消料を頂きません。
 - ① 旅行契約の内容に 12 項に例示するような重要な変更が行われた場合②6 項(2)に基づいて旅行代金が増額改定されたとき③当協会がお客様に対し 4 項の期日までに確定書面を交付しなかったとき④当協会の責めに帰すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

区 分	取 消 料
(一) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 30%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。

(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

8. 当協会による旅行契約の解除

当協会は、次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。

①旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき②予め例示した申込条件の不適合が判明したとき③お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき④お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求める時、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき⑤旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき。

9. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、空港諸税、施設使用料、運送機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

10. 当協会の責任について

- (1) 当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対し通知があった場合に限りです。天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供中止、官公庁の命令その他協会の関与し得ない事由により損害を被られた場合は上記の責任は負いません。
- (2) 手荷物について生じた損害については損害発生の翌日から起算して14日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り賠償致します。ただし損害額の如何にかかわらず賠償限度額は15万円まで（ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます）と致します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。①天変地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止③官公署の命令又は伝染病による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

11. 旅行中の損害の補償について

当協会はお客様が当協会受注型企画旅行にご参加中に、急激かつ外来の事故で生命、身体、手荷物に被られた一定の損害について、所定の補償金および通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。

12. 旅程保証について

(1) 当協会は契約内容に掲げる重要な変更が行われたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし変更保諸金の額は、1受注型企画旅行について代金の15%を限度とし、お客様一人について変更補償金の額が1000円未満の場合支払いません。

- ①旅行開始日または旅行終了日の変更②入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更③運送機関の等級又は設備のより低い物への変更④運送機関の種類又は会社の変更⑤宿泊機関の種類又は客室の変更⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更

(2)前記に拘らず、変更の理由が6項(2)に掲げた不可抗力の場合、当協会は変更補償金を支払いません。

13. 添乗員等

- (1)特に明示するものを除き、添乗員は同行いたしません。
- (2)バス利用の場合、ガイドは乗車いたしません、係員が同行いたします。

14. 個人情報の取り扱いについて

- (1)当協会はおお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当協会は①当協会及び当協会の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスのご提供⑤統計資料の作成などにお客様の個人情報をご利用させていただくことがあります。
- (2)当協会及び当協会の各営業所(部署)はそれぞれの営業内容、お客様のお申し込みの簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、お客様の個人情報をご利用させていただくことがあります。尚、当協会の個人情報保護法への対応については、当協会から情報漏洩が生じないよう最善を尽くします。

15. その他

- (1)ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はおお客様の負担となりますのでご了承ください。

16. 旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当協会の旅行業務取扱責任者にお尋ねください。

旅行企画・実施

富山県知事登録旅行業 第地域1号

一般社団法人全国旅行業協会 (ANTA) 正会員

一般社団法人 南砺市観光協会 なん旅

T E L 0763-62-1201 F A X 0763-62-1202

〒939-1852 富山県南砺市是安206-22

営業時間/8:30~17:30 休業日/年末年始

国内旅行業務取扱管理者/野原 善一